

図書等又は特定玩具等の自動販売機等の設置の届出において 住民票の写しの添付が原則不要となります！

平成25年4月1日から、県内にお住まいの方の住所や氏名の確認は住民基本台帳ネットワークシステムで行えることになり、自動販売機等の設置の届出の際に必要な書類が以下のとおり変更となります。

1 変更となる事務の概要

県内に書籍やDVD、特定玩具（いわゆる大人のおもちゃと言われる性的感情を刺激する玩具などのこと）等の販売や貸付けを行うための自動販売機・自動貸出機の設置をする場合には、県に届出をする必要があります。

これまでは、届出には申請者等の住民票の提出が必要でしたが、今後は住民基本台帳ネットワークシステムを利用して確認を行うため、千葉県内に居住している方については住民票の提出が不要となります。

2 必要書類について

千葉県内に居住している方については、住民票の提出が不要になります。（県外に居住されている方の届出をする場合については、引き続き住民票の提出が必要です。）

自動販売機等を新規に設置する場合の届出書類

| 新 | 旧 |
|--|---------------------------------|
| ① <u>自動販売業者等（県内に住所を有しない者に限る。）の住民票の写し</u> （法人の場合は登記事項証明書） | ① 自動販売業者等の住民票の写し（法人の場合は登記事項証明書） |
| ② 設置場所付近の見取図及び配置図 | ② 設置場所付近の見取図及び配置図 |
| ③ 自動販売機設置場所提供者の承諾書 | ③ 自動販売機設置場所提供者の承諾書 |
| ④ 自動販売機等の設置場所の土地の登記事項証明書 | ④ 自動販売機等の設置場所の土地の登記事項証明書 |

| | |
|---|---|
| <p>⑤ <u>設置場所提供者（県内に住所を有しない者に限る。）の住民票の写し（法人にあっては登記事項証明書）</u></p> <p>⑥ <u>自動販売機管理者等（県内に住所を有しない者に限る。）の住民票の写し</u></p> <p>⑦ 自動販売機管理者等がその業務を行うことを承諾していることを証する書類</p> | <p>⑤ 設置場所提供者の住民票の写し（法人にあっては登記事項証明書）</p> <p>⑥ 自動販売機管理者等の住民票の写し</p> <p>⑦ 自動販売機管理者等がその業務を行うことを承諾していることを証する書類</p> |
|---|---|

3 問い合わせ先

千葉県環境生活部県民生活課 又は自動販売機等を設置する場所を管轄している地域振興事務所

千葉県環境生活部県民生活課

TEL： 043-223-2291

FAX： 043-201-2613

E-mail： seisyounen@mz.pref.chiba.lg.jp

